

津山市総合案内A I チャットボットシステムデータベース等構築業務及び運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「津山市総合案内A I チャットボットシステムデータベース等構築業務及び運用業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本プロポーザルは、津山市議会における令和4年6月補正予算議決前の準備行為として実施するもので、議会において予算の否決又は本プロポーザルに係る予算の減額があった場合、本プロポーザルの実施について効力を失うことがあるものとする。これに伴い、プロポーザル参加者に損害を与えることがあっても、市はその損害の責めを負わない。

2 業務概要

(1) 業務名称

津山市総合案内A I チャットボットシステムデータベース等構築業務及び運用業務

(2) 業務内容

チャットボットシステムデータベース等構築業務及び運用業務

ア チャットボットシステムデータベース等構築業務

イ チャットボットシステム運用業務（保守を含む。）

(3) 業務期間

契約締結日～令和5年3月31日

ア チャットボットシステムデータベース等構築業務

契約締結日～令和5年3月31日

イ チャットボットシステム運用業務（保守を含む。）

令和4年10月～令和5年3月31日

3 見積限度額

総額 6,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

内訳 3,500,000円（チャットボットシステムデータベース等構築費用）

3,000,000円（チャットボットシステム利用料6カ月分（保守を含む。））

※それぞれ内訳の限度額を超えないこととする。

4 実施方式

公募型プロポーザル

5 スケジュール（予定）

令和4年5月20日（金）：公募開始（ホームページ及び公告板）

5月27日（金）午後5時：質問提出〆切

6月1日（水）：質問回答（ホームページ）

6月8日(水)	午後5時	: 参加申込〆切
6月10日(金)		: 参加資格審査通知送付
6月22日(水)	午後5時	: 企画提案書等の提出締切
6月27日(月)		: 審査(プレゼンテーション審査)
7月14日(木)		: 審査結果通知・公表

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(令和2年津山市告示 津山市水道事業管理規程 第1号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止又は指名保留(以下「指名停止等」という。)の期間中でないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。なお、公募開始の日から結果通知の日までの間に、上記に該当する場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税、岡山県税、津山市税及び申請者(受任者がいる場合は受任者)の属する市区町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度における認証を受けていること。
- (7) 平成29年4月1日以降に「AIチャットボットシステムデータベース等構築業務及び運用業務」又はそれと同様の業務を地方自治体等から受注した実績があること。

※共同企業体による参加の場合は、構成するすべての事業者が(1)~(5)の条件を満たし、かつ、本業務に係るデータベース構築及び運用において本市の情報データを取り扱う者にあつては(6)、本市のデータベース構築及び運用に直接的に携わる者にあつては(7)を満たすこと。

7 質問・回答

(1) 提出方法

質問書(様式第1号)により、Eメールで提出すること。Eメール以外の方法による質問は受け付けない。なお、メール送信後は、企画財政部秘書広報室に必ずメールの到達確認の電話を行うこと。

(2) 提出期限

令和4年5月27日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

企画財政部秘書広報室のEメール

アドレス kouhou@city.tsuyama.lg.jp

※メール到達確認先

企画財政部秘書広報室（平日午前8時30分～午後5時15分）

電話番号（0868）32-2029

(4) 回答方法

企画財政部秘書広報室のホームページにて公表

URL <https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=8937>

(5) 回答予定日時

令和4年6月1日（水）

8 参加申込・承認

(1) 申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び津山市総合案内AIチャットボットシステムデータベース等構築業務及び運用業務に係る仕様書、津山市契約規則その他の関係諸法令を理解・遵守のうえ、次の書類を提出することとする。ただし、令和3・4年度津山市物品等指定業者として登録がある者は、次の書類のうちイ・エ・オ・カ・キ・ク・ケの書類を省略することができる。

ア 参加申込書兼誓約書（様式第2号）

イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

ウ 委任状（必要に応じて。様式第4号）

エ 直近年度の国税の納税証明書の写し（令和4年4月1日以降証明分。滞納がないことが確認できること。）

オ 岡山県発行の県税等納税証明書（令和4年4月1日以降証明分。岡山県に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）

カ 津山市及び申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市区町村発行の市税等の納税証明書（令和4年4月1日以降証明分。滞納がないことが確認できること。）

キ 登記事項証明書（現在事項証明）の写し（令和4年4月1日以降証明分）

ク 印鑑証明書

ケ 財務諸表の写し（直近決算のもの）

コ 営業実績書（様式第5号）

サ 導入実績確認書（様式第6号）

シ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証を受けていることを証する書類の写し

ス 会社概要書

セ 共同企業体届出書兼委任状（様式第9号）（共同企業体で参加申込する場合のみ）

※共同企業体による参加申込をする場合、アは代表企業が作成すること。また、イ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・サ・シ・スの書類の作成は、次のとおりとする。

イ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・ス 構成事業者ごとに作成

サ 本市のデータベース構築及び運用業務に直接的に携わる者（業務を分割する場合は、業務に携わるすべての者）

シ データベース構築及び運用において本市の情報データを取り扱う者（業務を分割する場合は、業務に関わるすべての者）

(2) 提出期限

令和4年6月8日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。

(4) 提出場所

企画財政部秘書広報室（津山市役所本庁舎3階）

〒708-8501 岡山県津山市山北520

(5) 資格審査通知

Eメール及び郵送にて、令和4年6月10日（金）に参加の可否を送付する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和4年6月22日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。

(3) 提出書類

ア 提案書等提出書（様式第7号） 提出部数：1部

イ 企画提案書 提出部数：9部

・規格 A4版で日本語により作成すること。

※資料やイメージ図等を見やすくするためにA3版を使用する場合は、A4版の大きさにして綴じること。

・仕様書の内容を踏まえ、次の項目と内容に沿って作成し、具体的な内容を提案すること。他社システムとの違い、独自提案等、特筆すべき点も記載すること。

項目	内容
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要 ・本業務の実施体制 ・想定スケジュール
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月1日以降の他の地方自治体等での同種又は類似業務の導入実績

システム	<ul style="list-style-type: none"> ・機能概要 ・セキュリティ対策
データベース等構築	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 ・サポート体制
運用	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 ・サポート体制

ウ 機能要件一覧表（様式第8号） 提出部数：9部

エ 見積書（任意様式） 提出部数：1部

本業務の全体の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）及び次の項目ごとに詳細な内訳を記載すること。システム運用業務については、月単価が分かるように記載すること。

- ・データベース等構築業務
- ・システム運用業務

オ 業務協力契約予定書（様式第10号） 提出部数：1部（業務の一部の再委託を予定している場合のみ）

※共同企業体による申請の場合、代表企業が作成して提出すること。

10 審査方法

本プロポーザルの審査は、プレゼンテーション等による審査とする。

別に定める「津山市総合案内AIチャットボットシステムデータベース等構築業務及び運用業務に係る公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づき審査し、最優秀提案者を選定する。

11 審査基準及び配点

本プロポーザルは、別表の審査基準に基づき審査する。

12 審査結果

審査の結果は、審査を受けた者に対し、書面により通知する。なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

- (1) 通知時期 令和4年7月14日（木）（予定）

13 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行う。

なお、協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

14 情報公開

審査の結果は、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は次の項目とする。

なお、企画提案者から提出された企画提案書等は、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき、開示しないものとする。

- (1) 最優秀提案者名
- (2) 評価順位及び点数（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (3) 見積金額（最優秀提案者のみ）

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

16 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積限度額を超えた見積の場合
- キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合
- ク 仕様書に沿った要件を満たしていない、又はこれに代わる提案がない場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書に係る書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議の申し立て

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17 問い合わせ先

津山市企画財政部秘書広報室

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL (0868) 32-2029

FAX (0868) 32-2152

Eメール kouhou@city.tsuyama.lg.jp

担当者：有元